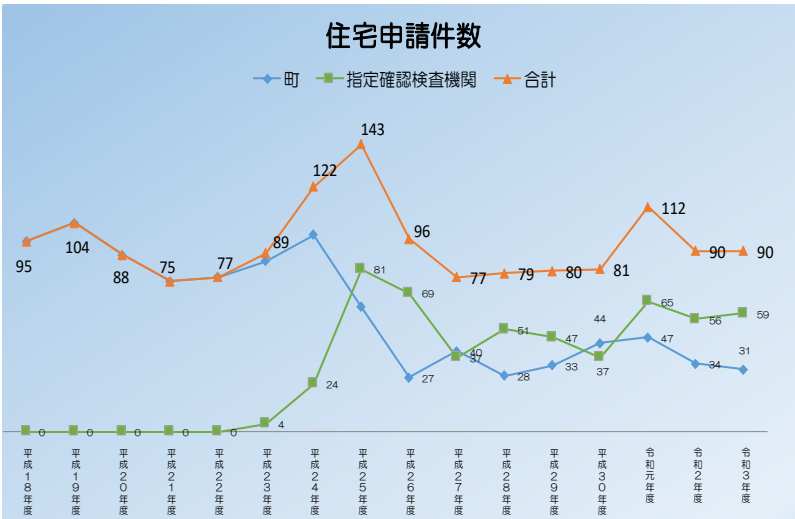




住宅を建てる場合は一部の地域を除き、建築確認申請が必要で左のグラフは、過去十五年間の建築確認申請件数をまとめたものです。平成二十五年度から減少傾向を辿り、令和元年度に若干の伸びを見ますが、近年の新型コロナウイルス感染症等による建設資材の高騰、慢性的な職人不足により、今後の新築住宅申請の動向は横ばい減少傾向になるのではないかと予想されます。

令和三年度
中標津町住宅申請数
九十棟！



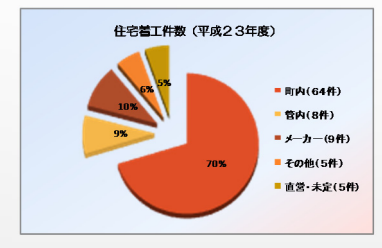
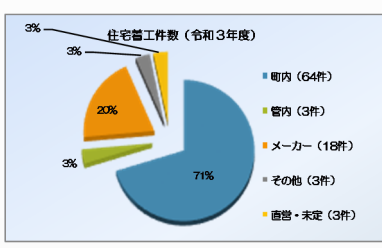
住宅情報

●発行 令和5年3月●
中標津町建設水道部
都市住宅課建築指導係
TEL0153-73-3111 内線351

階数	延べ面積 200㎡以下	延べ面積 200㎡超 500㎡以下	延べ面積 500㎡超
3以上	2号建築物	2号建築物	2号建築物
2	4号建築物	4号建築物	2号建築物
1	4号建築物	4号建築物	2号建築物

建築基準法6条
1号 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が200㎡を超えるもの
2号 本表の建築物で3以上の階数をもつ、または延べ面積が500㎡、高さが13mもしくは軒高が9mを超えるもの
3号 本表以外の建築物で2以上の階数をもつ、または延べ面積が200㎡を超えるもの
4号 前3号に掲げる建築物を除く(以下省略)

2025年(令和7年)建築基準法が変わります



左のグラフは、町内に建設された住宅の施工業者をメーカーや地域別に分類したものです。町内工務店の施工割合については、上段の令和三年度が71%、下段の平成二十三年度が70%となっており、町内工務店の施工割合は毎年約7割と変わらず推移していることがわかります。地域に根ざした工務店によって中標津町の住宅が建設されていることが伺えます。しかしながら、近年の建設資材の高騰のありを受け、近年は住宅メーカー等の参入が多々見受けられ、住宅価格競争が随所に伺えます。

町の家は誰が建てているの？

改正の内容を見てみると、4号建築物は建築基準法第6条に規定されています。現在、木造は非木造と異なる扱いを受けており、改正法案では、6条の条文から「4号」の言葉が消えています。4号の規定内容は、新3号に引き継がれることとなります。建築確認時の構造審査を免除する特例は、新3号建築物が対象となり、木造の特別扱いを改め、他の構造形式と同じ扱いにしたこととなります。この他、延床面積300㎡超の木造建築物に構造設計を義務化することや、伝統木造に関して構造計算適合性判定を一定の条件下で不要にすることなどが、今回の建築基準法改正案に盛り込まれています。

例：木造2階建住宅は、都市計画区域外においても新たに建築確認申請が必要となります。詳細については国土交通省HPを検索してください。

建築指導係からお願い

建築、工務店等が建築又は設置するとき、事前に建築確認申請の手続きが必要になります。建築場所や建築物の規模等により、工事届の提出が必要になります。建築指導係からお願いいたします。

建築指導係からお願い

建築、工務店等が建築又は設置するとき、事前に建築確認申請の手続きが必要になります。建築場所や建築物の規模等により、工事届の提出が必要になります。建築指導係からお願いいたします。

「北方型住宅2020」はこんなに安心！

4つの基本性能と3つのしくみ

- 長寿命**：ライフステージの変化にも対応し、世代を超えても活躍が期待できる。高い耐久性と耐震性を持つ住宅。
- 地域らしさ**：北海道らしさや個性に配慮して、積極的に地域材、新築材を活用し、自然の恵みの中で暮らしを営む住宅。
- 安心・健康**：気候に強く、いつでも安心して健康に暮らすことのできる暮らしを育む住宅。
- 環境との共生**：自然や地域の気候特性に配慮し、自然の恵みを生かした暮らしを営む住宅。

3つのしくみ

- BIS資格者による設計・施工**：様々な設計・施工技術を持つ事業者による家づくり。
- 住宅履歴の保管**：「きた住まいるシステム」で住まいの情報を保管し、リフォームや住み替えに活用。
- 住宅性能の見える化**：住宅性能に加え、設計・施工者情報も見える化。

これまでの北方型住宅基準に比べ、断熱性能がさらに向上し、耐震性能を強化させることで、より快適で安全な暮らしを手に入れることができます。また、住宅ローンの金利引き下げや、光熱費がお安くなるなど費用面でもお得です！実際に「北方型住宅2020」を手に入れるには、まずはきた住まいるメンバーにご相談ください！これから住宅を建てる方には、「北方型住宅2020」をおすすめします！

★きた住まいるHP ⇒ <https://www.kita-smile.jp>

北方型住宅2020について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されました。2030年度温室効果ガス46%排出削減(2013年度比)の実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組が急務となっています。このことに付随し、長期優良住宅普及促進法や建築物省エネ法及び都市の低炭素化の促進に関する法律等の詳細内容が今後随時更新される予定です。

具体的な概要については、①省エネ対策の加速(省エネ性能の底上げ等)②木材利用の促進(防火規制・構造規制の合理化)③建築基準法に基づくチェック対象の見直し等が今後3年以内で施行されることとなります。今後の建築分野の情勢に目が離せなくなりそうです。

近年の関係法令改正について